

青森大学ハラスメント防止対策規程

第1章 総則

(目的)

第1条 青森大学（以下「大学」という。）は、学内におけるハラスメントを防止することにより、学生（以下「学生」という。）並びに教育職員及び事務職員（以下「教職員」という。）が個人として人権を尊重され、学生の勉学及び教職員の業務遂行が快適な環境で行えることを保障するため、この規程を定める。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、教育、研究、就業及び課外活動等においてなされる以下の各号に掲げる用語ごとに、定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生が教職員、他の学生又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

(4) ハラスメント

前3号に掲げる言動及びこれに類する言動

第2章 ハラスメント関連委員会等の設置

(設置)

第3条 大学にハラスメント防止のため、次のものを置く。

- (1) ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という）
- (2) ハラスメント相談員（以下「相談員」という）
- (3) ハラスメント調停委員（以下「調停委員」という）
- (4) ハラスメント調査委員（以下「調査委員」という）

第3章 防止対策委員会

(構成)

第4条 防止対策委員会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 学生委員長
- (2) 教務・学生課長
- (3) 大学の学生委員会のうちから 7 名
- (4) 大学の事務職員のうちから学長が指名した者 2 名
- (5) 本会の運営に必要とされる女性教職員 若干名
- (6) 必要に応じて、青森大学の学長が指名した者 若干名

2 委員の構成に当たっては、男女のバランスに配慮するものとする。

(任 務)

第5条 防止対策委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) ハラスメントによる人権侵害を防止するための調査及び啓発に関すること。
- (2) ハラスメントの紛争解決（相談、調停、調査、裁定）に関すること。
- (3) ハラスメントについて学長から諮問のあった事項に関すること。
- (4) その他、学内におけるハラスメント防止に関すること。

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 委員が任期途中で辞任した場合は、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 任期満了に伴う選任に当たっては、少なくとも委員のうちの半数は留任とする。

(委員長)

第7条 防止対策委員会の委員長は、学生委員長とする。

- 2 委員長に事故あるときは、学長が指名した者がその職務を代行する。
- 3 委員長は、防止対策委員会を招集し、その議長となる。

(議 決)

第8条 防止対策委員会は委員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。

- 2 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(委員以外の扱い)

第9条 委員長は、必要があると認める時は、防止対策委員会が審議し、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報 告)

第10条 防止対策委員会は、ハラスメントの救済・処分及び環境の改善のためにとるべき措置、その他個別の事案への対応策をまとめたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(措 置)

第11条 学長は、前条の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項のうち教職員及び学生の処分については第8章の規定によるものとする。

第4章 相談

(相談窓口)

第12条 大学はハラスメントの被害を受けた者がその保護や救済について相談し易い環境を保持するため、教務・学生課を相談窓口とする。

- 2 相談窓口の担当者は、ハラスメントの被害を受けた者から相談の申し出があったときは、次条に定める相談員を紹介し、相談員に連絡するものとする。

(相談員)

第13条 大学は、ハラスメントの相談に応じるために相談員を置く。

(委 嘱)

第14条 相談員は、防止対策委員会の委員より選任する。

2 相談員の選任に当たっては、所属部署並びに男女のバランスに配慮するものとする。

(任 務)

第15条 相談員の任務は、次の通りとする。

(1) ハラスメントの被害を受けた者の申し立てがあった場合（以下申し立て者を「申立人」という）、直ちに相談に応ずること。

(2) 調停または裁定の申し立てを受けた時は相談に応じ、その手続きの説明を行うこと。

(3) ハラスメントの相談内容を防止対策委員会に報告すること。

(4) 申立人に対し専門的カウンセラーを紹介し、もしくは医療的対応が必要な場合に適切な措置を講ずること。

(5) ハラスメントを防止し、かつ啓発するために必要な活動を行うこと。

(任 期)

第16条 相談員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 相談員が任期の途中で辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

3 任期満了に伴う選任に当たっては、少なくとも相談員のうちの半数は留任とする。

(公 示)

第17条 大学は、相談員の氏名、所属、連絡用電話及び電子メールアドレスを大学が発行する印刷物もしくは掲示板により公示するものとする。

(相談方法)

第18条 申立人は、相談員と直接面談するほか、手紙、電話または電子メール等でも相談を行うことができる。

(協議等)

第19条 相談員は、当該事案について必要な場合は、他の相談員とその対応について協議するほか、カウンセラー等の専門家に意見を求めることができる。

(報 告)

第20条 相談員は、ハラスメントについて相談に応じた内容及び対応の経緯について防止対策委員会に報告しなければならない。

2 相談員は、事態が重大で速やかな措置が必要であると認めたときは、直ちに防止対策委員会にその旨を報告しなければならない。

3 相談員は、第1項及び前項の報告を行った後において重要な事実を知り得たときは、直ちに防止対策委員会にその旨を報告しなければならない。

(遵守事項)

第21条 相談窓口の担当者及び相談員は、任務を遂行するにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申立人の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 申立人の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意すること。
- (3) 申立人に対する救済や対応策を講じるにあたってハラスメントにあたるような言動を行わないこと。

第5章 調停

(設 置)

第22条 防止対策委員会は、ハラスメントに関して申立人から調停の申し立てがあり、必要と認めたときは、調停委員による調停をしなければならない。

(任 務)

第23条 調停委員は、申立人及び被申立人（以下、双方を含めて「当事者」という）の主体的な判断により円満に解決することができるよう調停を進めることを任務とする。調停にあたっては、当事者がハラスメントについての認識を深めることができるよう配慮するものとする。

第24条 調停委員は、事案ごとに原則として3人とし、防止対策委員会の委員より選任する。

(選 任)

第25条 構成員の選任にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 男女のバランスに配慮すること。
 - (2) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。
- 2 防止対策委員会は、必要に応じて外部の者を調停委員として加えることができる。

(任 期)

第26条 委員の任期は、当該事案に関する調停が終了したときまでとする。

(委 員)

第27条 調停委員長は、防止対策委員長の指名した者とし調停の進行を統括する。

(通 知)

第28条 調停委員長は、申立人からの調停の申し出に応じて直ちに調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。

(付添人)

第29条 当事者は、調停に際して付添人を1人つけることができる。

(命 令)

第30条 防止対策委員長は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、被申立人に対して、調停の実現を不能にし、もしくは著しく困難にするおそれのある行為の停止または排除を命ずることができる。

(注意義務)

第31条 調停委員は、調停を進めるにあたり次の事項に注意しなければならない。

- (1) 委員として何らかの解決策を当事者に押しつけることのないよう配慮すること。
- (2) 調停にあたり、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動は慎むこと。
- (3) 被申立人から「同意があった」旨の抗弁があった場合は、その有無について証明責任を申立人に負わせること。

(調停の終了)

第32条 調停は、次の各号の一に該当したときをもって終了することができる。

- (1) 当事者間で書面による合意が成立したとき。
- (2) 申立て人が調停の途中で調停の打ち切りを申し出たとき。
- (3) 相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

(報告)

第33条 調停委員長は、調停が終了した場合には、直ちに防止対策委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

第6章 調査

(設置)

第34条 防止対策委員会は、次の各号の一に該当する場合は、ハラスメントの事実関係について調査を行うため調査委員を設ける。

- (1) 申立人からハラスメントの裁定の申し立てがあったとき。
- (2) 防止対策委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

(任務)

第35条 調査委員は、ハラスメントの事実関係について調査した結果を、前条第1号の申し立てがあったとき、又は前条第2号の判断がなされたとき以後2カ月以内に、防止対策委員会に報告しなければならない。ただし、2カ月以内に調査が完了しないときで、やむをえない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

2 前項の任務遂行のため、調査委員は次のことを行う。

- (1) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (2) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項。

(人数)

第36条 調査委員は、一つの事案につき3人とし、防止対策委員会の委員より選任する。

(選任)

第37条 防止対策委員会は、調査委員の選任にあたっては、客観性、中立性及び公平性を確保するため、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 男女のバランスに配慮すること。
- (2) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。

2 調査委員には、必要に応じて外部の専門家もしくは弁護士を委員として加えることができる。

(任期)

第38条 委員の任期は、当該事案に関する調査の任務が終了した時までとする。

(兼務)

第39条 防止対策委員会の委員は、複数の事案の調査委員となることができる。

(委員)

第40条 調査委員長は、防止対策委員長が指名する。

(委員以外の扱い)

第41条 調査委員長は必要があると認めるときは、防止対策委員会が審議し、委員以外の者の出席を求めることができる。

(注意義務)

第42条 調査委員は、調査を進めるにあたり、次の事項に注意しなければならない。

(1) 調査にあたり、被等者の抑圧や被害の挟み消しになるような言動を慎むこと。

(2) 被申立人から「同意があった」旨の抗弁があった場合は、その有無についての証明責任を被害者に負わせないこと。

(調査の終了)

第43条 調査は、次の各号の一に該当したときをもって終了することができる。

(1) 調査委員の調査が終了した時。

(2) 2カ月以内に調査が完了せず、相当期間延長しても完了する見込みがないとき。

(3) その他、調査委員の調査の必要がなくなったと判断したとき。

(報告)

第44条 調査委員長は、調査が終了した場合には、直ちに防止対策委員会に経過と結果を報告しなければならない。

第7章 裁定

第45条 防止対策委員会が、前条の報告を受けた場合、当該事案に対して裁定を行うものとする。

第8章 処分

(教職員の処分)

第46条 学長は、防止対策委員会から教職員によるハラスメントに関する報告があったときは、その内容及び対応について理事長に報告し、理事長はそれを理事会に諮ったうえ、学園の就業規則に基づき、必要な処分を行うものとする。

(学生の処分)

第47条 学長は、防止対策委員会から学生によるハラスメントに関する報告があったときは、その内容及び対応について学生委員会に諮り、処分を決定する。

(意見表明)

第48条 処分について審議する際は、当事者に意見を表明する機会を与えなければならない。

(報 告)

第49条 防止対策委員長は、学長から諮問のあった事項についてすみやかに審議し、その結果を学長に報告しなければならない。

第9章 守秘義務

(委員等の義務)

第50条 各委員、及び相談窓口者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 任務において知り得た事項について、任期中及び退任後も、この規定で定める場合を除き、決して他に漏らさないこと。
- (2) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動すること。

(守秘義務違反の処分)

第51条 学長は、各委員及び相談窓口担当者が前条に定める義務に反した時は、防止対策委員会にその調査と対応策を検討させ、その結果を理事長に報告する。理事長は、学長の報告に基づき理事会の議を経て、学園の就業規則に基づく必要な処分を行うものとする。

(意見表明)

第52条 処分について審議する際は、当事者に意見を表明する機会を与えなければならない。

第10章 雑則

(事 務)

第53条 防止対策委員会及び各委員の事務は、教務・学生課が行う。

(資料の保管)

第54条 ハラスメントに関する資料は教務・学生課で保管する。

- 2 保管期間は10年とする。

附 則

- 1 この規程は平成23年6月15日から施行する。
- 2 青森大学セクシュアル・ハラスメント防止対策規程は平成23年6月15日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。